受発注者コミュニケーションガイド

～工事請負契約におけるガイドライン（総合版）*key points*～

令和７年５月

近畿地方整備局

受発注者コミュニケーションガイド

目次

■目的、適用 ・・・・・・・・・・・・・P. 1

Ⅰ　設計変更ガイドライン（案） *keypoints* ・・・・・・・・・・・・・P. 3

・品確法の基本理念

・設計変更は書面で指示

・「設計図書の照査」の範囲をこえるものは設計変更が可能

・設計変更可能なケース【資機材・労務の高騰や供給不足】

・設計変更手続きフロー

・設計変更に係わる資料の作成

Ⅱ　工事一時中止に係るガイドライン（案） *keypoints* ・・・・・・・・・・・・・P. 10

・工事の一時中止に係る基本フロー

・工事一時中止に伴う増加費用の取扱い

・工事の一時中止（増加費用を明示）

Ⅲ　設計図書の照査ガイドライン(案） *keypoints* ・・・・・・・・・・・・・P. 13

・「設計図書の照査」の基本的考え方

・設計図書の照査結果の回答について

Ⅳ　設計変更事例集　*keypoints* ・・・・・・・・・・・・・P. 15

・設計変更事例集

Ⅴ　受発注者間のコミュニケーション　*keypoints* ・・・・・・・・・・・・・P. 16

・工事の円滑化に向けた取組み

・【日々の取組み】ウィークリースタンス

・【日々の取組み】ワンデーレスポンス

・【定期的な取組み】工事進捗定例会議

・【品質確保の取組み】工事施工調整会議（三者会議）

・【手続き迅速化の取組み】設計変更審査会

Ⅵ　参考資料　*keypoints* ・・・・・・・・・・・・・P. 22

・ガイドラインの遵守を契約の一事項として取り扱い

受発注者コミュニケーションガイド

■目的、適用

■目的

- 受発注者間のコミュニケーションを図ることで、工事書類のスリム化、適切な設計変更、協議の迅速化など適正かつ円滑な工事請負契約の履行を行い、建設業における働き方改革を推進する。

■適用

- 近畿地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注の全工事を適用対象とする。

受発注者コミュニケーションガイドの位置付け

- 本ガイドは、近畿地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注工事において、『工事請負契約におけるガイドライン（総合版）−令和7年5月−』に基づき適正かつ円滑に工事請負契約を履行するにあたって、受発注者に求められるコミュニケーションのポイントをとりまとめたものです。
- 受注者及び発注者（監督職員、発注担当職員、現場技術員）は、本ガイドを活用し更なるコミュニケーションの向上に努めるものとします。

【参　考】

工事請負契約におけるガイドライン（総合版）（R7.5）全編は、下記参照

工事請負契約におけるガイドライン（総合版）（R7.5）の構成

- 下記の6部で構成。
  - Ⅰ　設計変更ガイドライン（案）
  - Ⅱ　工事一時中止に係るガイドライン（案）
  - Ⅲ　設計図書の照査ガイドライン(案)
  - Ⅳ　設計変更事例集（主な事例）
  - Ⅴ　受発注者間のコミュニケーション
  - Ⅵ　参考資料

受発注者コミュニケーションガイド

（参考）工事請負契約におけるガイドライン（総合版）関連資料の参照・ダウンロード先

https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html

- 土木工事数量算出要領（案）
- 土木請負工事必携
  https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/hikkei_kouji/index.html
- 監理技術者等の専任について
- 土木工事共通仕様書（案）
  https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/kyoutuushiyousyo_H31/copy_of_index.html
- 土木工事施工管理基準及び規格値（案）
- 写真管理基準（案）
- 出来高部分払方式　実施要領
- 工事請負契約におけるガイドライン（総合版）
  https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/qgl8vl0000004zj9-att/gaidorain.pdf
- 設計図書の照査ガイドライン（照査項目チェックリスト）Excel版
- 設計図書の照査ガイドライン（照査要領（案））
- 土木工事 施工条件明示の手引き（案）
  https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html
- 土木工事書類作成マニュアル（案）
- 土木工事書類作成スリム化ガイド
  https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/qgl8vl0000004zj9-att/surimukagaido202312qr.pdf
- 工事関係書類一覧表
- 工事関係提出書類様式
- 工事施工調整会議（三者会議）ガイドライン（案）
  https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/qgl8vl0000004zj9-att/gaidorain2015.pdf
- 施工体制台帳、施工体系図等
- 工事完成図書の電子納品等要領、オンライン電子納品実施要領
  http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/
- 電子納品等運用ガイドライン、土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン
  http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/
- 新技術活用支援（NETIS関係）
  https://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/tech/index.html
- BIM/CIM（要領、i-Construction・ICTの全面的な活用（要領関係等）関連）
  https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html
- 働き方改革・建設現場の週休２日応援サイト
  http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html
- 再生資源利用[促進]計画様式
  http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
- 工事現場等における施工体制の点検要領
  https://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku/130417/04/04-1.htm
- 建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者（建設業法の概要）
  https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html

※HPには上記内容以外もあるため、適宜参考とされたい。

受発注者コミュニケーションガイド

Ⅰ　設計変更ガイドライン（案） keypoints

品確法の基本理念　（P5～）

【 *keypoint* 】
品確法の基本理念は、**請負契約の当時者は対等の立場**

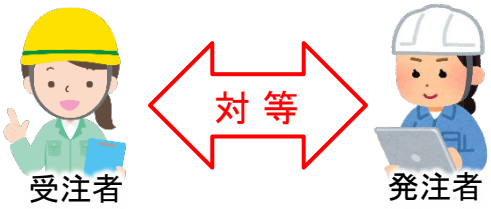

【 *keypoint* 】
①適切な施工条件の明示
②適切な設計変更（金額・工期）

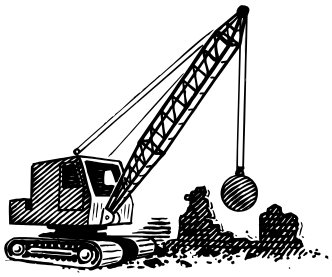

○当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、**その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。**

Point①

土木工事 施工条件明示の手引き（案）

平成28年　3月

近　畿　地　方　整　備　局

Point②

◆設計変更が可能なケース【基本事項】

・仮設（任意仮設を含む）において、**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。**
・**所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの。
・受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。

など

受発注者コミュニケーションガイド

Ⅰ　設計変更ガイドライン（案） keypoints

設計変更は書面で指示　（P8～）

【 *keypoint* 】

①設計変更は、工事請負契約書19条にもとづき**書面で行う**
②指示書等へ**概算金額及び工期の延長日数等を明示**
③「参考値」であることを記載した上で、概算金額を明示
④概算額の算出については、簡易な方法でも可とする

point①

工　事　打　合　せ　簿

発議者	■ 発注者　□ 受注者	発議年月日	令和　年　月　日
発議事項	■指示　□協議　□通知　□承諾　□報告　□提出 □その他　（　　）		
工事名	●●●●工事		

（内容）
○○の変更（追加）について

1．指示事項
No.00～00の構造を別添資料のとおり変更（追加）する。

2．参考
①概算金額　：　約０百万円増（減）額の見込んでいる。

Point②

②延長日数　：　工期の延長日数は、○○日を予定している。

③その他　：　図面や工期の延長日数などについて、疑義がある場合は、書面で確認を受ける。

④補足　：　本指示における概算金額は直接工事費であり、合意比率は考慮していない。
概算金額及び工期の延長日数は、変更契約に係わる協議のための参考値である。
契約書第（24条及び）25条に係わる協議開始の日については、別途通知する契約変更等協議書の通知日をもって協議開始の日とする。

Point③

メモ：（工期の変更を伴う場合には、第24条を明示すること。）

添付図　　葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について　□指示　□承諾　□協議　□提出　□受理　します。 □その他（　　） 令和　年　月　日
	受注者	上記について　□承諾　□協議　□提出　□報告　□受理　します。 □その他（　　） 令和　年　月　日

主任監督員	監督員

現場代理人	主任技術者

Ⅰ　設計変更ガイドライン（案） keypoints

「設計図書の照査」の範囲をこえるものは設計変更が可能

（P16～）

【 keypoint 】
照査の範囲をこえるものとは

横断図の再作成が必要となるものは「設計図書の照査」の範囲をこえるものなのね！

構造計算の再計算が必要となるものは「設計図書の照査」の範囲をこえるものだね！

目的物に変更が生じる図面作成は「設計図書の照査」の範囲をこえるものね！

構造物の応力計算書のチェックも「設計図書の照査」の範囲をこえるものだね！

Ⅰ　設計変更ガイドライン（案） keypoints

「設計図書の照査」の範囲をこえるものは設計変更が可能

（P16～）

【 keypoint 】
設計変更可能なケース

１．現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
２．施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。 ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
３．現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
又は、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
４．構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
５．構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
６．現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
７．構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
８．基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
９．土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
１０．「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
１１．構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
１２．設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
１３．舗装維持・修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「14-4-3路面切削工」「14-4-5切削オーバーレイ工」「14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）　。
１４．新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
１５．概算（数量）発注工事における構造計算及び図面作成。
１６．「設計便覧」「各種示方書」等の変更に伴う構造計算及び図面作成。
１７．照査や試掘の結果、必要となった追加調査の実施や図面等作成
〈例〉・ボーリング調査
・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
１８．関係機関との協議資料作成。

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。
詳細については、「設計照査ガイドライン」を参照。

受発注者コミュニケーションガイド

Ⅰ　設計変更ガイドライン（案） keypoints

設計変更可能なケース【資機材・労務の高騰や供給不足】（P21）

【 keypoint 】

①受注者は、落札決定から請負契約を締結するまでのタイミングで**資材の入手困難等の「おそれ情報」を発注者に通知**しなければならない

②受注者は、「おそれ情報」の事象が発生した場合、**工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更の協議を申し出**ることができる

③発注者は、**①主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰、②労務の供給の不足又は価格の高騰**、が発生した場合において、**受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出**たときは、**誠実に当該協議に応じ**なければならない

受注者

point①

落札決定から請負契約を締結するまでのタイミングで資材の入手困難等の「おそれ情報」を発注者に通知

Point②

「おそれ情報」の事象が発生した場合、工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更の協議を申出

通知

協議

発注者

Point③

①主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰、②労務の供給の不足又は価格の高騰、が発生した場合において、受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

受注者及び発注者は第24条、第26条に基づき、
「協議」により工期及び請負代金額を定める

ex.　ア.　資材価格が高騰し、請負代金額に影響を及ぼす場合
　　イ.　資機材の供給がひっ迫し、地域外からの輸送が必要となったり、納期遅延が生じることで工期延期が必要な場合
　　ウ.　労務の不足により、地域外からの労働者確保に送迎や宿泊等の間接費が必要となる場合

Ⅰ　設計変更ガイドライン（案）keypoints

設計変更手続きフロー

（P22）

【 *keypoint* 】

①受注者は、自らの負担により設計図書の照査を行い、その事実が確認できる**資料を書面により提出し、確認を求めなければならない**

②発注者は、受注者からの確認請求を**受領後14日以内に調査を行う**

③設計変更の妥当性の審議を行うため、**設計変更審査会**を**受発注者いずれかの発議により適宜開催**

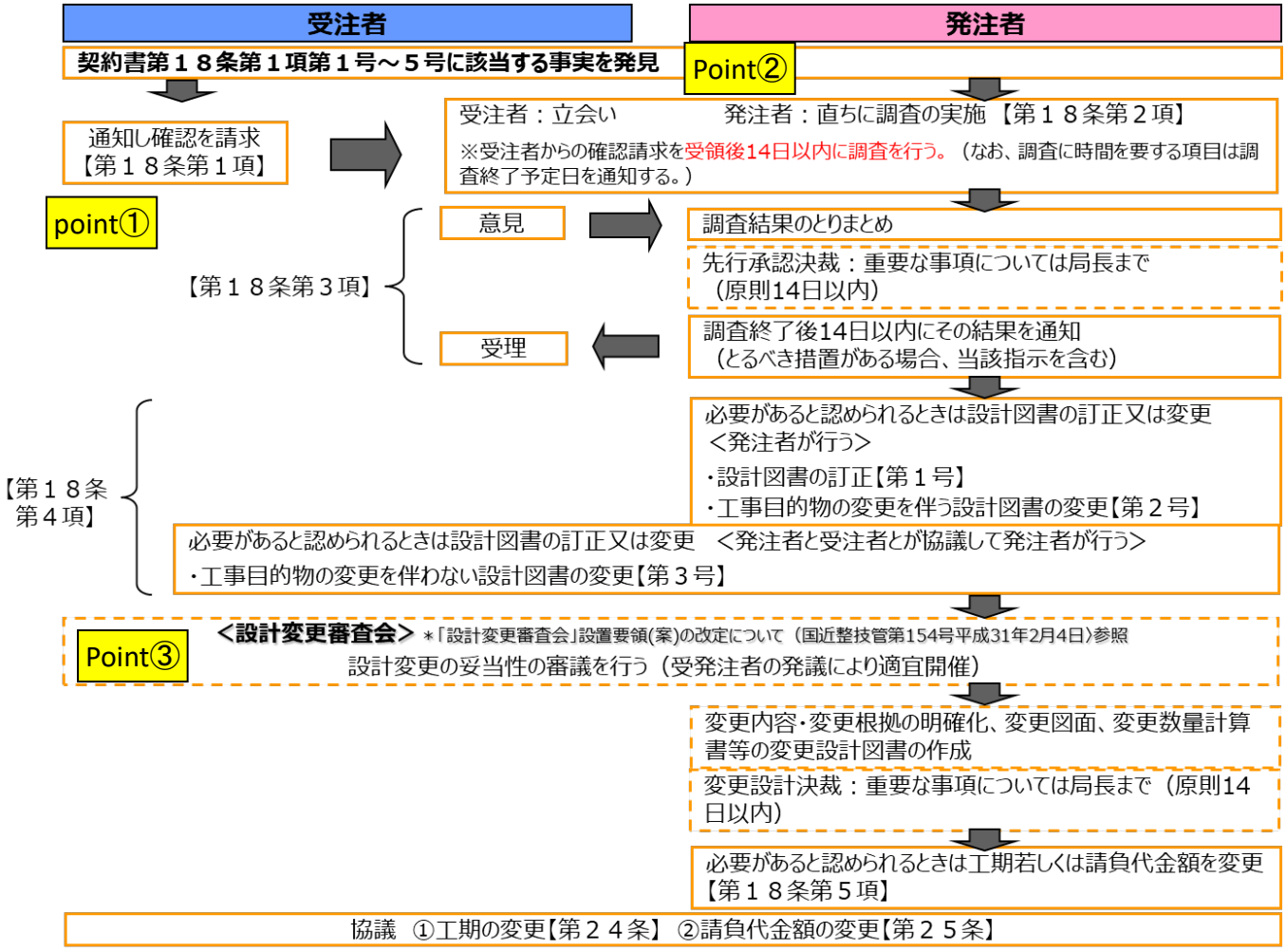

設計変更に係わる資料の作成

（P23～）

【 *keypoint* 】

①設計変更するために必要な資料の作成は、**発注者が行う**

②**受注者に作成を依頼するときは、受発注者協議のうえ、発注者が具体的な作業を指示し、資料作成に要した費用は設計変更の対象**とする

<契約書第１８条第４項>

受注者　　発注者

point①

設計図書の訂正又は変更は発注者が行います。

～　設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは　～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示

Point②

設計変更に関わる資料を作成したので
提出します。

資料を確認しました。

この資料の作成費用は
設計変更の対象とします。

【発注者が作成するべき書類】

照査結果により生じた

- 計画の見直し
- 図面の再作成
- 構造計算の再計算
- 追加調査　　など

受発注者コミュニケーションガイド

Ⅱ　工事一時中止に係るガイドライン（案） keypoints

工事の一時中止に係る基本フロー

（P30）

【 *keypoint* 】

①受注者は工事の中止について発注者と協議することができる（受注者の責に帰さない場合）

②要因発生から中止の通知までは、原則10日以内

③工事施工不可要因が発見等され次第、設計変更審査会により審議・確認を行う

④工事施工不可要因の処理状況について、情報共有会議を開催（義務化）し、今後の見通しなどを共有する

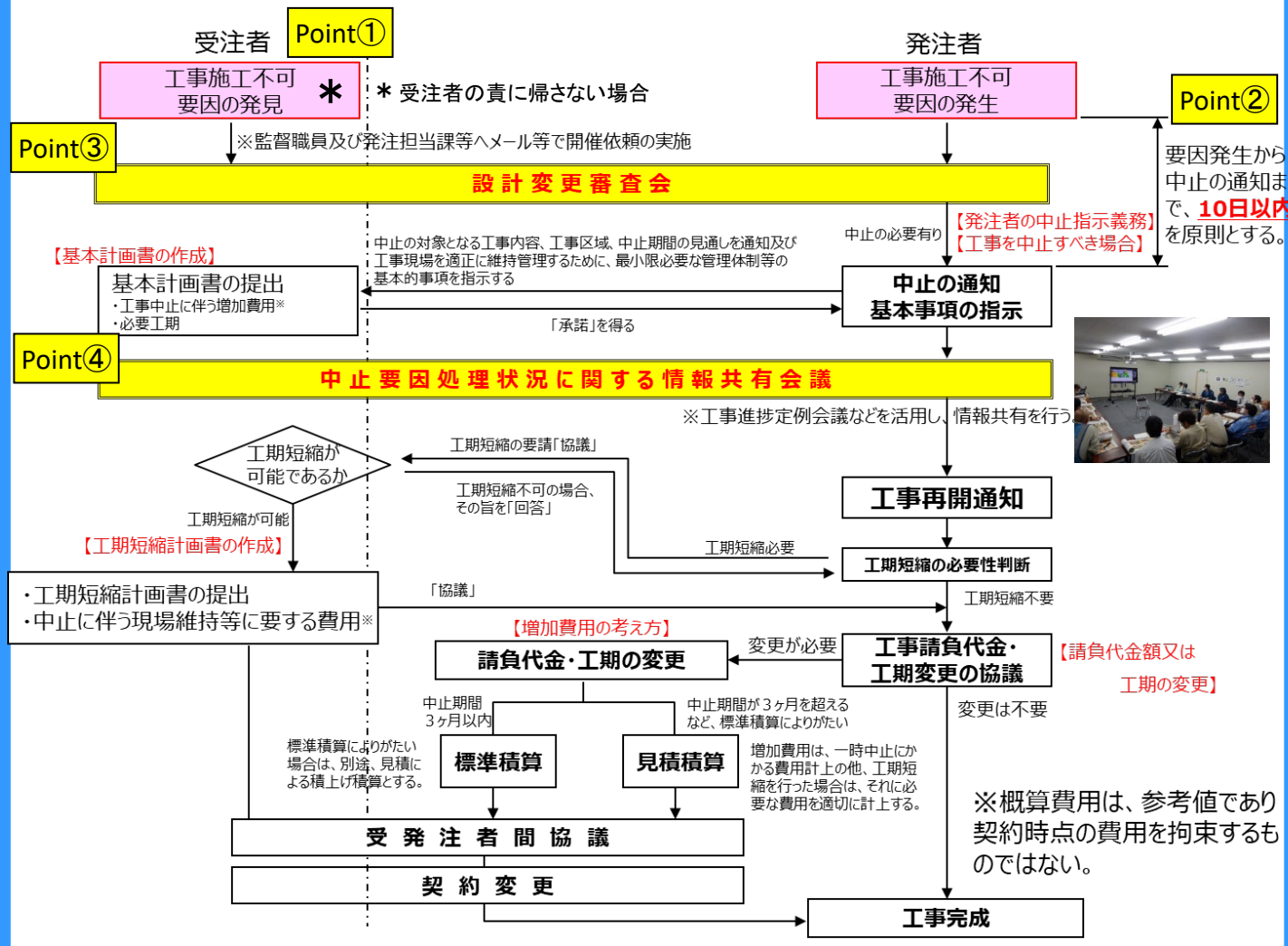

工事一時中止に伴う増加費用の取扱い

（P62～）

【 keypoint 】
工事一時中止に伴う増加費用の請求の流れ、作成例など

2. 工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて

１．増加費用に関する基本事項
２．工事一時中止の区分
３．増加費用の構成等
４．全体中止と部分中止の積算内容の違い
５．請求の流れ
６．基本計画書の作成例
７．工事請負代金変更請求の作成例（１）
８．工事請負代金変更請求の作成例（２）
９．工事請負代金変更請求の作成例（３）
１０．工事請負代金変更請求の作成例（４）
１１．工事請負代金の構成

５．請求の流れ

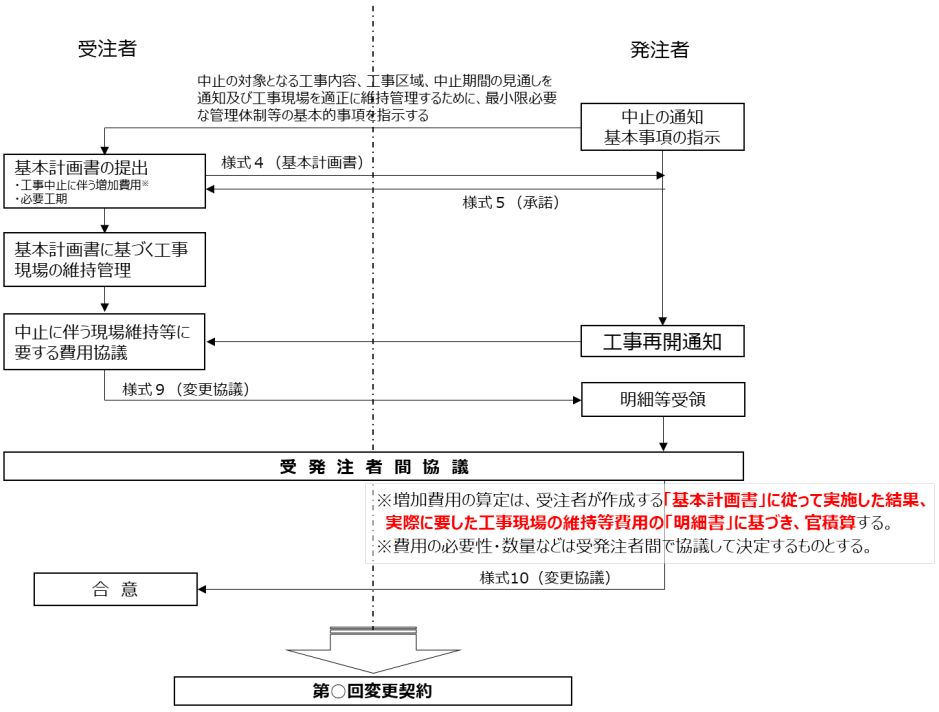

工事の一時中止（増加費用を明示）

（P68～）

【 *keypoint* 】

①一時中止に伴い発生する増加費用は、**基本計画書**（受注者作成）に**概算額を記載し、受発注者双方で確認**

②増加費用は、指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載

様式－４（別　紙）

point①

基 本 計 画 書

1　中止時点における内容
（1）中止する工種の出来高
（2）職員の体制
（3）労務者数
（4）搬入材料
（5）建設機械器具等
2　中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
3　中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること。
4　中止した工事現場の管理責任に関すること。
5　（必要に応じ）増加費用にかかる参考見積

Point②

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工 事 名　○○○○○電線共同溝工事
工事場所　自）○○県○○市○○
　　至）○○県○○市○○
当初工期　自）平成○○年○○月○○日　一時中止期間　自）平成○○年○○月○○日
　　至）平成○○年○○月○○日　　至）平成○○年○○月○○日
　　（７５０日間）　　（１２９日間）

当初契約金額　¥○○○,○○○,○○○　税抜契約金額　¥○○○,○○○,○○○

増加金額　¥　３,６２９,６２４　税抜増加金額　¥　３,４５６,７８５

○○○○株式会社　○○支店

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	○○○○○電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
（1）現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

「設計図書の照査」の基本的考え方

（P74～）

【 keypoint 】
①「設計図書の照査」は**受注者が負担**
②設計照査を受けた設計図書の変更は、**発注者が負担**

3．設計照査結果における受発注者間のやりとり

①照査結果の報告【受注者負担】

受注者負担：①設計照査に係る費用、②照査結果を説明する資料作成　　point①

受注者

現地と設計内容の違いについて確認できる資料を書面にて提出します。

詳細に確認できる資料を書面にて提出します。

発注者

不明瞭な部分があるので、詳細に確認できる資料を提出してください。

確認請求後、発注者による調査を直ちに実施

※調査期間は**14日以内**を目途とする。なお、調査に時間を要する項目がある場合は、調査終了目途を通知する。

②照査結果を受け設計図書の変更行う場合【発注者負担】

発注者負担：①照査結果により生じた、計画見直し。図面再作成、構造計算再計算、追加調査等　　Point②

※受注者の意見も確認し、調査の終了後**14日以内**に回答する。
（調査期間も含めて少なくとも確認請求後１ヶ月までに回答すること）

受注者

設計変更に関わる資料を作成したので提出します。

・材料の手配があるので、●/●までに回答をお願いします。

発注者

設計図書の訂正または変更を行います。

または

設計図書の訂正または変更を行った資料を提出してください。
作成費用は設計変更の対象とします。

または

調査の結果、検討に時間を要するため、●/●までに回答させて頂く。

設計図書の照査結果の回答について

（P79～）

【 keypoint 】

「別途協議されたい」と、再度書類作成を求めるような回答ではなく、発注者より具体的かつ明確に、修正した設計図書等を指示・回答

○○△△上部工事　設計図書の照査　　【開催日時】　令和　年　月　日

議案番号	項目	質問内容	決定事項	資料
1	壁高欄(その8) 中央分離帯配筋	【承諾事項】 中央分離帯部に埋め込まれる鉄筋(コの字型)について、鉄筋配置時において、床版鉄筋や合成床版構造部材と干渉して設置が困難となります。 該当の鉄筋を分割して設置(ハの字型)に変更させていただけないでしょうか。	承諾とする。	資料1
2	排水装置図 排水桝詳細	【承諾事項】 排水桝の構造について、グレーチング(めっき)やアンカーバー(鋼)に取りつくボルト類がステンレスとなっており、異種金属腐食の懸念があります。ボルト類についてはステンレスから溶融亜鉛めっきに変更させていただけないでしょうか。	別途監督職員と協議願います。 設計変更の対象とします。	資料2
3	架設計画図	【協議事項】 架設計画について、2022年7月11日発議【「指示」 架設手順の変更について】により当初架設計画のクレーン規格、配置位置が変更になりヤード整備(盛土)が必要になりますので協議願います。	別途監督職員と協議願います。 設計変更の対象とします。	資料3

○○△△上部工事　設計図書の照査　　【開催日時】　令和　年　月　日

議案番号	項目	質問内容	決定事項	資料
1	壁高欄(その8) 中央分離帯配筋	【承諾事項】 中央分離帯部に埋め込まれる鉄筋(コの字型)について、鉄筋配置時において、床版鉄筋や合成床版構造部材と干渉して設置が困難となります。 該当の鉄筋を分割して設置(ハの字型)に変更させていただけないでしょうか。	承諾とする。	資料1
2	排水装置図 排水桝詳細	【承諾事項】 排水桝の構造について、グレーチング(めっき)やアンカーバー(鋼)に取りつくボルト類がステンレスとなっており、異種金属腐食の懸念があります。ボルト類についてはステンレスから溶融亜鉛めっきに変更させていただけないでしょうか。	○○材料で施工されたい。 設計変更の対象とします。	資料2
3	架設計画図	【協議事項】 架設計画について、2022年7月11日発議【「指示」 架設手順の変更について】により当初架設計画のクレーン規格、配置位置が変更になりヤード整備(盛土)が必要になりますので協議願います。	検討に時間を要するため、 ●／△までに回答いたします。	資料3

設計変更事例集 （P129～）

【 *keypoint* 】
分類毎に設計変更事例を記載

Ⅳ 設計変更事例集

◆事例の分類

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更
2. 工事目的物の追加
3. 施工数量の増減
4. 施工方法等（施工場所、施工時期、工法）の変更
5. 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

※引用文献：「公共土木工事　設計変更事例集」山海堂

6. 工事実施段階における対応

4―3 施工方法等の変更

変更事例

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用道路に関しては「既設のものを使用」

・工事用道路の振動抑制対策について地元要

変更設計

・工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄

工事の円滑化に向けた取組み

（P179～）

【 *keypoint* 】

適正かつ円滑な工事請負契約の履行には、各段階において受発注者間のコミュニケーションが重要

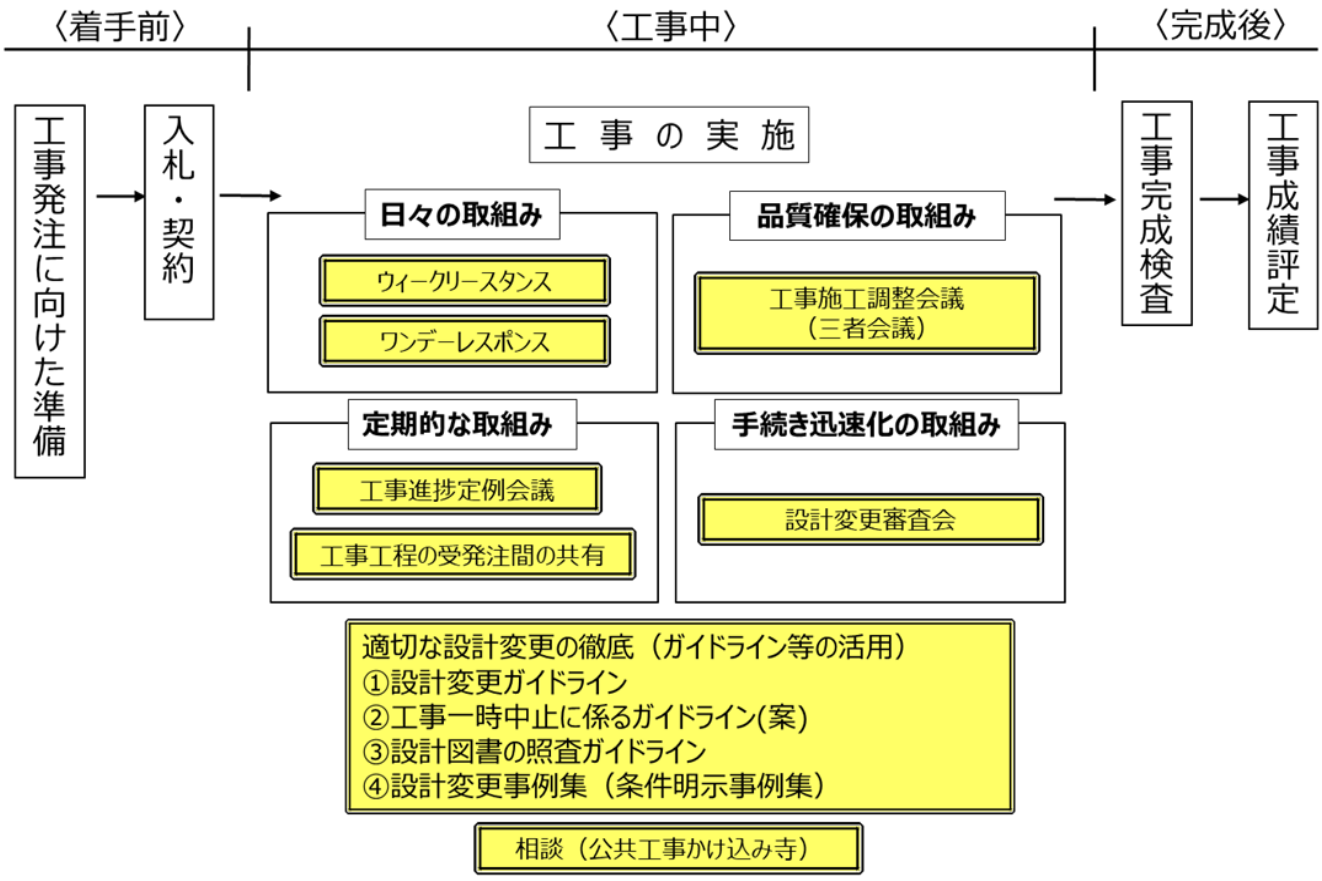

※数量計算根拠や図面は編集可能なデータを、当初契約時は契約後、変更指示を行う場合は指示に合わせて速やかに貸与すること。

【日々の取組み】ウィークリースタンス

（P181）

【 keypoint 】
休日取得・時間外労働縮減のための基本ルール

■取組みイメージ■

	勤務時間内	勤務時間外
月	依頼期限としない!	作成依頼しない!! 打合せ等しない!!
火		
水		
木		
金		
土	休　日	
日		
月	依頼期限としない!	作成依頼しない!! 打合せ等しない!!

■実施項目

（１）休日明け日（月曜日等）は工事書類等の作成等期限日としない。
（２）勤務時間外に工事書類等の作成等依頼をしない。
（３）作業内容に見合った作業期間を確保する。
（４）昼休みや午後５時以降の打合せ・立会を行わない。
（５）工事施工中の打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の内容や特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取り組みが実施出来ない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で協議のうえ、決定する。

■対象工事

災害等の臨時対応工事を除く全ての工事

■留意事項

週休２日の取得計画がわかる計画工程表等から休日を確認し、
ウィークリースタンスに取り組むこと。

【日々の取組み】ワンデーレスポンス

（P182）

【 *keypoint* 】
「現場を待たせない」・「速やかに回答する」

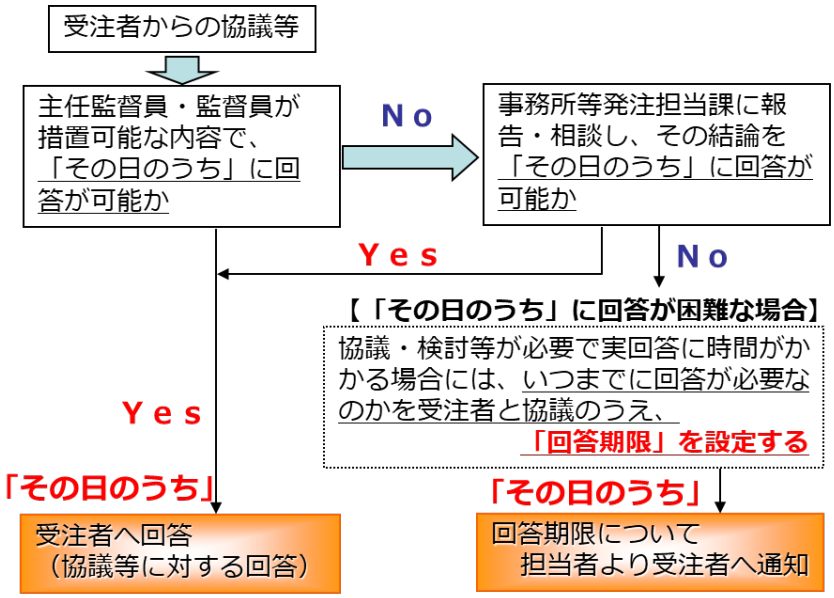

- 回答日の設定が困難な場合
  - ・「その日のうち」に、「回答日を検討するため、○日まで待ってほしい」旨を連絡する。
- 予告した回答期限日に回答することが困難となった場合
  - ・速やかに受注者と回答期限日を調整する。
- 内容について打合せが必要な場合
  - ・「その日のうち」に、「協議内容の確認について打合せを行う」旨を連絡する。

■対象工事
原則、全ての工事

【協議を行う際の補足メモ】

- 協議書の条件変更や設計変更を必要とする理由・根拠は、文章によらず動画等を添付することも可。
- 発注担当課も含めて現地立会により変更理由を把握・合意する場合は、目的物の変更資料と立会の議事録を添付すること。（現地立会を行った場合は、詳細資料に変わり立会議事録を添付）
- 遠隔臨場による場合も同様
- 受注者と監督員が行う事前打合せ等に、発注担当職員等も参画し、迅速化を図ること。

【定期的な取組み】工事進捗定例会議（工事工程の受発注者間情報共有）

（P183）

【 keypoint 】
受発注者間の工程情報の共有化、協議の迅速化を図るため会議を定例化

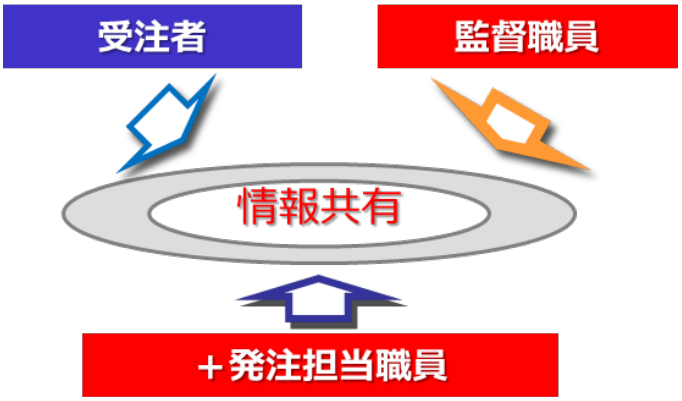

【工事進捗定例会議（受注者、監督職員）】

■対象工事
維持作業を除くすべての工事。

■開催
週１回開催を原則とし、進捗状況等に応じて隔週開催も可

■内容
工程管理及び受発注者の役割分担を主に、工事実施に関する課題や協議・設計照査等の回答状況などについて行う。
監督職員は、課題等を所内会議等で報告し、事務所と情報共有。

【工事工程の情報共有（受注者、監督職員、発注担当等職員）】

第１回目

【第１回目の工事進捗定例会議に実施】
① 工期設定支援システムで作成した工事工程を受注者へ提示し、内容説明。
② 工事発注時チェックシートと、地元・関係機関等との協議未了箇所及び用地関係箇所等を既存の工事平面図等に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。
③ 受発注者パートナーシップ（2013）向上における取組みの説明。
④土木工事書類作成スリム化ガイド、受発注者コミュニケーションガイド、工事請負契約におけるガイドライン（総合版）の概要説明

以降

上記第１回打ち合わせにおいて共有した情報を考慮したクリティカルパスを含む工事工程を受注者で作成するものとし、工事進捗定例会議等を利用して工事工程に関連する案件の進捗状況の確認及び工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有を行う。

【会議の補足メモ】

- 今後、受発注者双方で、「工事進捗定例会議」を定着させるため、正式な会議名称で招集・開催すること。
- 履行報告書などの仕様書で定める既存資料を活用すること。Web（遠隔臨場）を活用することも可
- 事務所との情報共有資料については、監督員が作成すること。

【【品質確保の取組み】工事施工調整会議（三者会議）

（P184）

【 keypoint 】
工事目的物の品質確保を図るため、施工段階においても設計思想の伝達及び情報共有が重要

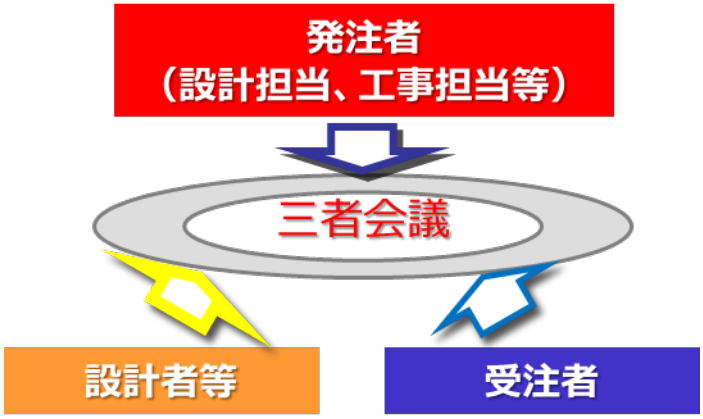

【工事施工調整会議（三者会議）】

■対象工事

原則、請負金額が１億円以上の工事
なお、請負金額が１億円未満の工事についても、仮設費の占める割合が高い工事等。

■出席者

発注者：副所長（必須）、設計･工事発注･工事監督の担当
設計者：建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ管理技術者等（必須）
　　地質技術者（複雑な地質など必要な場合）
受注者：現場代理人、監理技術者等

■討議内容

①施工条件に関すること
②詳細設計の設計意図に関すること
③設計図書の照査及び条件変更等に関すること
④設計･施工の品質向上に関すること

【三者会議の補足メモ】

- 工事施工調整会議ガイドラインに基づき、契約後30日以内に第１回目の開催を原則とするが、概略照査を行わない場合は、設計照査受領後、30日以内に工事施工調整会議を開催すること。
- 設計者が遠方等の場合は、Web会議も活用し、開催の効率化・迅速化を図ること。
- 会議の議事録は、設計者が作成し、三者で共有すること。
- 設計意図等を受注者が十分把握できる場合は、開催を要しない。

【手続き迅速化の取組み】設計変更審査会

（P185）

【 keypoint 】
設計変更及び工事中止を迅速に行うため、対象となる事象が生じた場合、速やかに開催

【設計変更審査会】

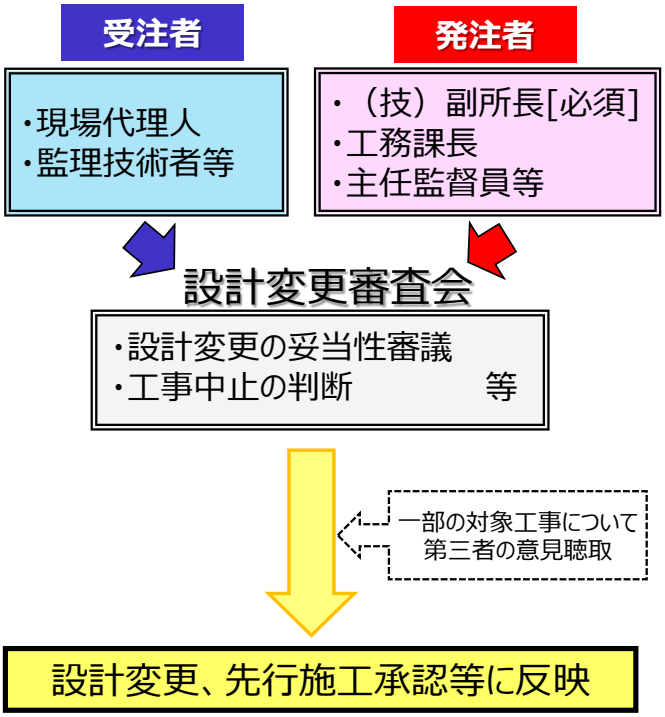

■対象工事
・維持作業を除くすべての工事
・設計変更の対象となる指示・協議を行うとき
（簡易な工事や数量変更のみの場合は対象外とする事ができる）
・工事中止の判断を伴う協議を行うとき

■出席者
発注者：（技）副所長[必須]、工務課長、主任監督員等
（設計・工事発注・工事監督の担当）
受注者：現場代理人、監理技術者等

■開催
・受注者より設計変更協議があった場合、速やかに開催するものとするが、事務の効率化等を図るため、適宜工夫する。
・受注者又は発注者の発議により開催する。

【審査会の補足メモ】

- 開催の効率化・迅速化を図るためWeb会議・遠隔臨場も活用すること。
- 回答期限日等を鑑みて、複数の協議をまとめて審査することも可。
- 会議の議事録は、発注者が作成し、受注者と共有すること。

Ⅵ 参考資料 keypoints

【ガイドラインの遵守を契約の一事項として取り扱い】

（P187～）

【 keypoint 】

「工事の実施にあたっては「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）によること」を特記仕様書に記載

運用の徹底を図るため特記仕様書に記載し、契約の一事項として扱うこととした。

変更基準の明確化 ⇒ 「設計変更ガイドライン」、「工事一時中止ガイドライン」の運用徹底

（特記仕様書に明記（義務化））

土木工事特記仕様書
〇〇条
　工事の実施にあたっては、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（国土交通省近畿地方整備局）によることとする。

〈施工段階での受注者からの苦情、働き方改革（時間外労働上限規制等）に適正に対応する体制を確保〉

『公共工事かけこみ寺』（近畿地方整備局・各事務所）

相談したいが、直接発注者に言うのも・・・。これ位は受注者が我慢すべき・・・。仕返しが・・・。

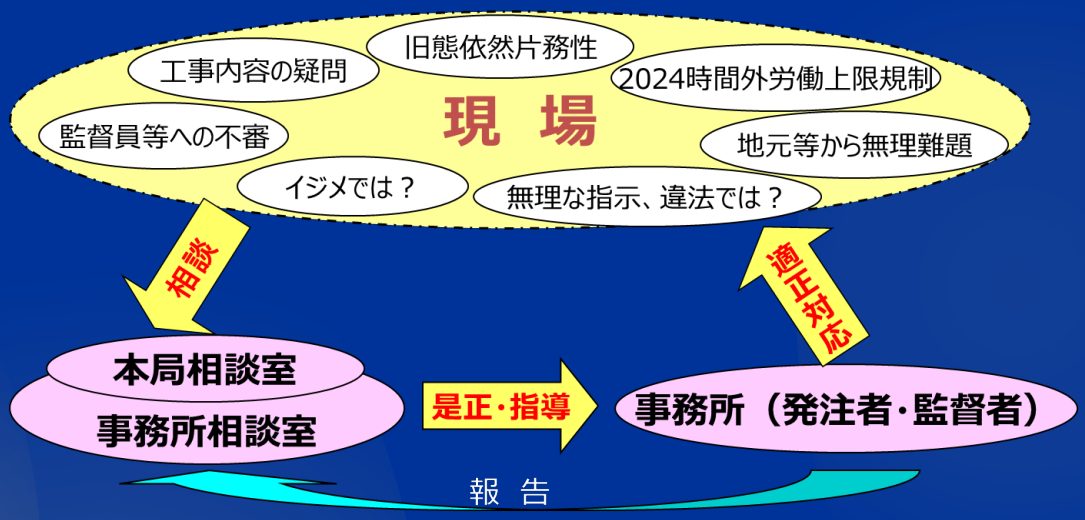

■本局相談室
企画部　技術管理課

■事務所相談室
各事務所　技術副所長

令和６年２月　初版
令和７年５月　改訂

受発注者コミュニケーションガイド

～工事請負契約におけるガイドライン（総合版）*keypoints*～

（問い合せ先）

近畿地方整備局　企画部　技術管理課
ＴＥＬ：０６－６９４２－１１４１（代）